

第17回 「オプショナルツアー」の

安全確保義務について

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

第13回(10月号)において「安全確保義務の内容」や「安全マネジメントの推進を」等につき述べましたが、今回はその続きで、「オプショナルツアーの実施」に係る旅行者の安全確保義務について考えてみたいと思います。

オプショナルツアーとは？

また、誰が実施するの？

「オプショナルツアー」の直接の定義については、旅行業公正取引協議会の「募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約」(以下、「規約」という。)の中で次のように定められています。・「オプショナルツアーとは、募集型企画旅行中の主に旅行サービスの提供のない時間帯を利用して、当該募集型企画旅行の参加者が別途料金を支払うことにより任意に参加できるように設定された小旅行等をいう(規約第4条8号)」。また、標準旅行業約款募集(受注)型企画旅行契約の部、第28(29)条第4項で、「当社の募集(受注)型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行」であると定められています。つまり、原則として、「オプショナルツアー」とは、「本体

の旅行を実施する旅行者(以下「自社」といいます。)が企画・実施する小旅行(募集型企画旅行)」と言えます。ところが、実際には、自社の募集型企画旅行のパンフレット等を見ても、その小旅行を紹介するページには、他社が実施する旨の表示があること、また、通達「企画旅行に関する広告の表示基準等について(平成17年2月28日 国総旅振第378号)」の5―(1)①で、「オプショナルツアーの企画者が企画旅行業者と異なる場合にあっては、その旨」を説明書面等に表示しなければならぬ定めになっていることからしても、「他社が実施する小旅行」も実際に存在していることが分かります。

「他社が実施する小旅行」に対して も自社に安全確保義務はあるの？

まず、過去の多くの裁判を通じて、裁判所は、「旅行契約関係にある旅行者は、旅行契約における旅行者の主要な義務に附随して行う信義則上の義務として、安全確保義務がある。」と判示しています。したがって、「他社が実施する小旅行」を自社が販売(紹介)した場合の旅行契約は、他社と旅行者との間で締結されたことになり、自社は旅行者との旅行契約関係はありません。この結果、自社には、「他社が実施する小旅行」に参加したお客様に対する安全確保義務を負うものではない旨、裁判所は判示しています(平成15年4月28日東京地裁判決他)。ところで、問題は、たとえば、パンフレット等に小旅行の実施者が他社である旨を表示しても、実態として自社が旅行契約の当事者(小旅行の実施者)に見えるような外観を自社自らが作り出していることが

あり、この場合は、裁判所は、自社に安全確保義務があることを前提として、その安全確保義務に違反があったのか、なかったのかの判断に基づき判決がなされています。例えば、小旅行に関し、自社の募集型企画旅行の契約書面(パンフレットや最終旅程表)に「旅程」として、本来は「○日目 自由行動」と書くべきなのに「○日目 オプショナルツアー(△観光)」と記載したり、自社が実施する市内観光が終わった後で、特に何の説明もなく、そのまま続けて同じバスや同じガイドで小旅行を実施したり、さらには、小旅行に係る他社の広告自体が存在しなかったりする等です。

以上のことから、自社の募集型企画旅行のパンフレット等に、オプショナルツアーとして小旅行を記載した場合に、明確に実施主体を表示しない限りは原則として、自社が実施するオプショナルツアー同様、自社が安全確保義務を負うんだという覚悟が必要だと考えます。

安全確保義務のキーワードは 以下の6つにまとめられます

最後に、過去の多くの裁判を通じ「安全確保義務」の内容(項目)は、以下の6つであると判示されていますので再度確認いただき、会員会社における「旅行安全マネジメントの運用」を行っていただきたいと思います。

- ①安全な旅行サービス提供機関を選定すること、②安全な旅行行程を設定すること、③添乗員は旅行者の安全を確保するために適切な措置を採ること、④安全調査、⑤安全に関する説明義務、⑥緊急時対応(危険回避義務)

(服部)